

# 東日本大震災で保護者が死亡または行方不明となった児童やご家庭への 主な支援制度について(仙台市)

H25.4 改訂

## ○ 子育て支援

### □相談窓口

- ◎子供家庭総合相談【各区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)】  
子どもや家庭の保健と福祉に関する相談に総合的に応じます。
  - ・ 養育について・健康について・ひとり親家庭への支援について 等
- ◎仙台市子供相談支援センター【電話 022-262-4828】  
子育てに関する様々な相談に応じます。
  - ・ 発達・しつけ・友人関係・青少年の健全育成, 非行防止 等
- ◎仙台市児童相談所【電話 022-718-2580】  
子どもに必要な対応を一緒に考えていきます。
  - ・ 養育困難、虐待、非行、不登校 等
- ◎子どものこころの相談室【各区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)】  
被災した子どもと保護者のこころのケアについて, 児童精神科医と専門スタッフが相談に応じます(予約制)。

### □ひとり親家庭等への家庭生活支援員派遣

ひとり親家庭の父, 母が, 病気や仕事などのため一時的に家事や育児にお困りのとき, 家庭生活支援員(ホームヘルパー3 級以上等の資格のある方)を派遣して保育や日常家事のお手伝いをします。(注)病気の子どもの看病はお受けできません。

**問い合わせ** 区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)

### □児童クラブ(児童館・児童センター)登録

ひとり親家庭については登録に際して一定の優先基準や, 所得等に応じた減免制度(基本利用分)を設けています。(注)選考の結果必ずしも登録できるとは限りません。

**問い合わせ** 子供未来局子育て支援課 022-214-8176

### □保育所入所

ひとり親家庭については入所に際して一定の優先基準が設けられています。

(注)選考の結果必ずしも入所できるとは限りません。

**問い合わせ** 区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)

### □親族里親制度

両親が死亡・行方不明等で, その子どもを扶養する義務のある親族(祖父母, 兄弟姉妹等)が育てる場合, 該当する場合がありますのでご相談ください(原則 18 歳の誕生日まで)。

・ 一般生活費として月額 47,680 円のほか, 教育費等, 国の基準に基づいて支給されます。

**問い合わせ** 仙台市児童相談所 022-219-5111

## ○ 就業支援

### □ひとり親家庭高等技能訓練促進費等事業

ひとり親家庭の父または母が, 就業の際に有利な専門資格を取得するため, 養成機関で修業する場合に, 生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費や入学支援修了一時金を支給します。支給を受けるには事前相談が必要です。

- ・対象資格 准看護師, 介護福祉士, 保育士, 柔道整復師, 理容師, 美容師など(全18種類)
- ・対象者 20才未満の子を養育するひとり親家庭の父または母
- ・支給額(平成25年度) ①訓練促進費 市民税課税世帯 70,500円, 市民税非課税世帯 10万円/月
- ②入学支援修了一時金 市民税課税世帯25,000円, 市民税非課税世帯 5万円

**問い合わせ** 区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)

#### □母子家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母が, 就職に必要な技術を身につけるため, 市が指定した教育訓練講座を受講した場合, 修了後に受講料の2割(上限10万円, 4千円未満は支給対象外。)を支給します。支給を受けるには講座受講開始前に申請が必要です。

- ・対象講座 雇用保険の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・対象者 20才未満の子を養育するひとり親家庭の父または母

**問い合わせ** 区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)

## ○ 経済的支援(公的)

### 給付

#### □みやぎ子ども育英基金支援金・奨学金

震災により, 宮城県内に居住していた両親あるいは一方の親等が死亡・行方不明となった, 被災時原則として22歳以下(胎児を含む)の未就学児から大学生等までの方へ, 安定した生活を送り, 希望する進路選択を実現できるよう, 月額金と入学・卒業時の一時金を支給します。

- ・月額金 就学区分に依りて1~3万円
- ・一時金 入学・卒業時に, 区分に依りて10~60万円

**問い合わせ** 未就学児は宮城県子育て支援課 022-211-2633

児童・生徒等は宮城県教育庁総務課 022-211-3611

#### □災害弔慰金

震災により死亡された方のご遺族に対して, 災害弔慰金を支給します。

- ・生計維持者の死亡 500万円, 生計維持者以外の死亡 250万円

**問い合わせ** 平成23年3月11日に居住していた市町村(仙台市は被災者支援情報ダイヤル022-214-3805)

#### □東日本大震災災害義援金

日本赤十字社等, 全国各地から寄せられた義援金を各県・市町村の配分基準により支給します。被災時, 仙台市にお住まいだった方の場合は次のとおりです。

すでに義援金を受けていらっしゃる方は, 増額分についての新たな手続きは不要です。

- ・死亡または行方不明者のいる世帯 115万円/人
- ・震災でご両親を失った未成年者※(震災時にひとり親家庭で, 震災で親権者が死亡した場合を含む) 230万円/人
- ・震災でご両親のいずれか一方を失った未成年者※ 90万円/人
- ・震災で配偶者が死亡したため母子・父子家庭となった世帯 30万円/世帯

※未成年者とは, 平成4年4月2日~23年3月11日に生まれた方です。

**問い合わせ** 平成23年3月11日に居住していた市町村(仙台市は被災者支援情報ダイヤル022-214-3805)

#### □遺族年金

国民年金・厚生年金に加入している保護者が亡くなった場合, 次の年金が支給されます。ただし, 死亡した加入者が保険料納付要件(加入期間の2/3以上の保険料納付または免除)を満たしている必要があります。

##### ◎遺族基礎年金

国民年金や厚生年金加入者などが死亡した場合に支給されます(月額 65,741円+子の加算)。

##### ◎遺族厚生年金

厚生年金加入者が死亡した場合に支給されます(支給額は加入期間や報酬に応じて異なります)。

問い合わせ	日本年金機構(被災者専用フリーダイヤル)	0120-707-118
	“(仙台北年金事務所)	022-224-0892
	“(仙台東年金事務所)	022-257-6112
	“(仙台南年金事務所)	022-246-5117

#### □ 労災保険(遺族補償年金など)

労働者(非正規労働者を含む)が仕事や通勤中に被災し死亡した場合に支給されます。(支給額は労働者の賃金に応じて異なります。)

問い合わせ 宮城労働局022-299-8843または仙台労働基準監督署022-299-9071

#### □ 児童扶養手当

母子・父子家庭に対し支給されます。ただし、年金や労災保険を受給することができる場合は支給されません。また、所得制限があり、手当の全部または一部が支給停止される場合があります。

・子ども1人、全部支給の場合:月額 41,430円(2人目 5,000円, 3人目以降1人につき 3,000円)

問い合わせ 区役所家庭健康課, 総合支所保健福祉課(電話番号は別に記載しています)

#### □ 母子・父子家庭医療費助成

母子家庭の母と児童, 父子家庭の父と児童及び父母のない児童にかかる医療費のうち, 保険診療による自己負担額で1,000円(入院の場合2,000円)を超える額を助成します。

問い合わせ 区役所保険年金課, 宮城総合支所保険年金課, 秋保総合支所保健福祉課  
(電話番号は別に記載しています)

#### □ 小・中学生の就学援助

仙台市立の小・中学校, 中等教育学校(前期課程のみ)に在籍する児童で経済的な理由により就学が困難な方の保護者を対象に, 学用品費, 学校給食費等を援助します。

問い合わせ 在学中の学校

### 貸付

#### □ 母子福祉資金貸付金

母子家庭に対し, 低利または無利息で各種貸付を行っています。貸付は審査の上その可否を決定します。貸付条件, 貸付上限額は貸付種別により異なります。

(就学支度資金, 修学資金, 生活資金, 転宅資金, 技能習得資金など)

問い合わせ 区役所家庭健康課(電話番号は別に記載しています)

#### □ 高等学校等育英奨学資金貸付

◎被災生徒奨学資金〔無利息〕(申込期間:各学校にお問い合わせください)

公私立の高校等に在学し, 震災により保護者が死亡・行方不明等になり, 就学困難な生徒。

24万円/年 ※申し込み月にかかわらず1年分を貸付

問い合わせ 在学中の学校

### 区役所電話番号

代表番号となっています。電話交換手に目的の課名をお申し付けください。

青葉区役所	022-225-7211(代)	太白区役所	022-247-1111(代)
宮城総合支所	022-392-2111(代)	秋保総合支所	022-399-2111(代)
宮城野区役所	022-291-2111(代)	泉区役所	022-372-3111(代)
若林区役所	022-282-1111(代)		

○ 経済的支援(民間) 詳細は各問い合わせ先へご確認ください。

□MUFG・ユネスコ協会 東日本大震災復興育英基金

(申込期間:平成25年5月10日から6月10日まで ※平成26年に小学校に入学予定の方は、平成26年以降改めて募集)

平成23年3月11日時点で災害救助法適用地域に居住していた両親または父母のいずれかが震災により死亡・行方不明となった、小学校に入学する児童。

\*平成24年3月現在、小学校・中学校・高等学校に在籍し、本プログラムに応募していない児童・生徒で新たに奨学金給付を希望する場合は、下記へ問い合わせ。

◎奨学金(返還不要)

開始時に一時金10万円、小学校・中学校・高等学校在学期間中 2万円/月

[問い合わせ](#) 03-5424-1121

□高速道路交流推進財団

震災により両親あるいは一方の保護者が死亡・行方不明となった、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、大学(短期大学を含む)に在学中の方。※未就学児は将来の給付対象者として登録できます。

◎修学資金の給付(返還不要) 小学校から大学第4学年終了まで 28.2万円/年

[問い合わせ](#) 0120-768-660

□公益財団法人みちのく未来基金 (申込:毎年度5月31日まで)

震災により両親あるいは一方の親を亡くした、高等学校もしくは高等専門学校に在学し、大学・短期大学・各種専門学校への進学・編入を希望する方。(大学進学を目指すために浪人をしている方に対する特例あり。)

◎奨学金(返還不要)

入学金・授業料・就学にあたり必ず必要になる費用。一人あたり年間支給上限額300万円。

[問い合わせ](#) 022-343-9996

□ロータリー希望の風奨学金(随時受付)

震災により両親あるいは一方の保護者が死亡・行方不明となった、大学生(短大生を含む)または専門学校生の方。

◎奨学金(返還不要) 5万円/月

[問い合わせ](#) 国際ロータリー第2580地区ガバナー事務所内 03-5250-2050

□日本学生支援機構

大学・短大・高専・専修学校(専門課程)・大学院に在籍する、災害救助法適用地域の世帯の学生。

◎緊急採用奨学金(第一種奨学金, 要返還[無利息])

(例 大学 自宅通学の場合)公立大学 4.5万円/月, 私立学校 5.4万円/月

◎応急採用奨学金(第二種奨学金, 要返還[利息付])

(例 大学の場合)3万円/月・5万円/月・8万円/月・10万円/月・12万円/月のいずれか

[問い合わせ](#) 在学中の学校

□公益信託 JCB 東日本大震災に負けない子どもたちの未来を応援する奨学基金

(申込期間:平成25年4月1日から5月31日まで)

震災により両親が死亡・行方不明となった(震災時にひとり親家庭でその親が死亡か行方不明となった場合を含む), 小, 中学校又は高等学校に相当する学校に在学している児童・生徒・学生。

◎奨学金(返還不要)

小学校在学児童 1万円/月

中学校又は高等学校在学生徒 2万円/月

小学校, 中学校又は高等入学時に5万円

[問い合わせ](#) 三菱UFJ信託銀行 リテール受託業務部 公益信託グループ

□JETOみやぎ（随時募集）

震災により両親が死亡・行方不明となった（震災時にひとり親家庭でその親が死亡か行方不明となった場合を含む）、平成23年3月11日現在宮城県内に居住されていた満19歳までの方。

◎支援金（返還不要） 5～10万円程度を年1回給付予定

**問い合わせ** JETOみやぎ運営事務局 株式会社清月記内022-782-0303

□全国里親会

・震災により両親が死亡・行方不明となった（震災時にひとり親家庭でその親が死亡か行方不明となった場合を含む）子どもを養育している場合

・一方の保護者が死亡・行方不明となりひとり親家庭となった子どもを預かっている場合

◎第一次支援金（返還不要） 子ども1人あたり7万円

◎第二次支援金（返還不要） 子ども1人あたり10万円

**問い合わせ** 宮城県里親会022-263-4144 仙台市里親会022-223-2010

□朝日新聞厚生文化事業団

震災により両親が死亡・行方不明あるいは震災時にひとり親家庭で、その親が死亡・行方不明となり離別した父母と生活していない、震災時点で満18歳以下の方。

◎子ども応援金（返還不要） 未就学児・小学生300万円，中学生200万円，高校生150万円

**問い合わせ** 朝日新聞厚生文化事業団「子ども応援係」 03-5540-7446

□株式会社アシックス

震災により両親が死亡・行方不明あるいは震災時にひとり親家庭で、その親が死亡・行方不明となり離別した父母と生活していない、平成23年4月1日時点で0歳から18歳かつ申込時点で満19歳未満の方。

◎アシックス商品提供プログラム

アシックスのスポーツ用品を満19歳になるまで毎年継続的に提供

**問い合わせ** 022-765-6291

□愛知ボランティアセンター（※平成25年度の受付は、11月からの予定）

震災により両親（あるいは一方の親）または保護者を亡くされた方で、2012年度において18歳以下の方（定時制に通う高校生の場合は、19歳以下も可）。

◎応援金（返還不要） 2～3万円程度（寄せられた応援金を申請者数で割ります。）

**問い合わせ** 090-6590-3117